

令和2年12月10日

センターご利用者様

岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター
所長 徳山 剛

職員による入所児童への虐待事案に係る再発防止策について

ご利用者様におかれましては、当センターの運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記虐待事案の発生については、改めて、入所児童の保護者様をはじめ、センターご利用の皆様方に多大なるご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

このたび、県所管課の指導のもと、下記のとおり再発防止に向けた取組みを行うこととなりました。その概要についてご報告させていただきますが、今後は、再発防止に向け、所長以下職員一同誠心誠意取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1 常に子ども目線での対応を徹底するため、職員用虐待対策マニュアルを改正し、職員の虐待防止意識向上に努めます。

児童福祉法に基づく「利用児の意思及び人格を尊重して、常に利用児の立場に立った支援の提供に努めること」を徹底するため、マニュアルの冒頭に、虐待か否かは子どもの側に立って判断すべきこと、職員等の意図の如何によらず子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成が図られているかに着目することを明記します。今回の虐待事案の事例を含め、さまざまな虐待の具体例や行政機関等への通報の手順などを明確に示すことにより、職員の虐待防止意識の向上に努めます。

2 虐待の判断については、センター児童虐待等対策委員会組織に外部有識者を加え、第三者の意見を踏まえ対応します。

虐待等の判断に当たり、児童虐待問題に精通した外部有識者による第三者審査会を新たに設置し、外部の目を反映した適切な事実確認、虐待の該当・非該当の的確な判断を行う体制に改めます。

3 入所児童及び通所児童の保護者様へ、随時、再発防止に向けた取組みを説明します。

入所児童の保護者様には年2回の定期面接、通所児童の保護者様には通所の説明会等の機会を通じ、再発防止に向けた取組みについての説明をさせていただきます。また、面会が叶わない保護者様には電話等により児童の様子をお伝えすることにより、緊密なコミュニケーションをとってまいります。

| | | | |
|--------------------------------|---------------------------|----|----|
| 岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター 児童福祉支援室 | | | |
| 室長 | 駒井 | 係長 | 向井 |
| T E L | 058-233-7121 (内線 164・165) | | |
| F A X | 058-233-7123 | | |